

# 平成31年度 久喜市立栗橋小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではない。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学区全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

そこで、本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「久喜市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について「久喜市立栗橋小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめ防止に対する基本理念

- ①「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- ②全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- ③学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

### (2) 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

- ①児童からのいじめのサインを見逃さないようにする。
- ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ③日常的にいじめの問題について触れ、児童にいじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ④いじめ問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
- ⑤学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- ①けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。いじめの有無の判断は、「受けている子どもの気持ち」による。

- ②好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

#### 4 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- ◆「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- ◆「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- ◆「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

##### (1) 学校におけるいじめの防止のための基本施策

- ①学校教育目標の一つである「思いやりのある子」の実現を目指して、児童同士互いに認め合い助け合える集団づくりを目指す学年学級経営に取り組む。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ③豊かな体験活動を通して自他の人権を尊重し他者の痛みを共有できる共生の心を醸成するとともに、それらが態度や行動に表れる人権感覚を育成する。
- ④保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りつつ、児童一人一人を理解するために計画的に生徒指導、教育相談を実施する。
- ⑤策定した学校基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

##### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（「いじめ防止対策推進法」第22条）

##### ①生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）・・・毎月1回（第4木曜日）

〔構成員〕 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導部員（各学年）、養護教諭

〔取組内容〕 ・問題傾向を有する児童に関する現状や指導についての情報交換  
・生徒指導上の共通理解・共通指導、対策等  
・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証  
・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

##### ②生徒指導推進委員会（めくりん会議）・・・学期に1回（年3回）

〔構成員〕 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学校運営協議会委員、区長、民生委員・児童委員、学校応援団代表、保護者代表（PTA本部役員）、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者

〔取組内容〕 ・生徒指導上の現状（いじめ・不登校・暴力行為等）についての情報提供  
・生徒指導上の共通理解・共通指導、対策等  
・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

### ③いじめ問題調査委員会・・・重大事態発生時

[構 成 員] 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学校運営協議会会長、教育相談員、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護司、子ども未来課職員（児童福祉係）、久喜市教育委員会指導主事等

[取組内容] ・教育委員会の指導の下、重大な事態に対応する。  
・当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。  
・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 5 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止（いじめ未然防止のための取組）

児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- ①日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ②いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童と教職員が認識を共有する。
- ③道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ④いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わってくることを踏まえ、一人一人が活躍できる集団づくりを推進する。
- ⑤児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる機会を提供する。
- ⑥児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑦ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。

#### <具体的な取組>

- ①職員会議において「いじめの定義」について全教職員が共通理解するとともに年間計画を確認する。
- ②学校教育目標「思いやりのある子」の育成に努める。
- ③いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。
- ④児童の学び合い、鍛え合う心を育てるとともに、教職員自らが学び合い、児童が楽しく生き生きと活動できる「わかる授業」を展開する。
- ⑤教職員自らが人権感覚を磨き、児童の心によく目を向け、人権尊重の精神で児童に接することを通して、差別やいじめを許さない健全な人間としての心の育成を図る。
- ⑥児童の視点に立った学校の教育環境の整備、教職員の視点に立った職場環境の整備に努め、感性を豊かにし心身ともに健全で安全な学校生活を送ることができる環境整備に努める。

- ⑦学校の動く姿が保護者や地域に見えるようにし、児童、保護者、地域との信頼関係の確立を図る。  
(学校だより、ホームページ等)
- ⑧児童に対する情報セキュリティ講座(インターネットの危険性、携帯、スマホの安全な使い方)や保護者を対象とした情報セキュリティ研修会を推進する。

## (2) 早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て)

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ①いじめは目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを自覚する。
- ②些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。
- ③全教職員が日頃から児童の観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ④定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### <具体的な取組>

- ①ささいな変化に気づく
- ・健康観察、学習中の表情、ノートの内容、休み時間の行動
  - ・保健室での様子、出授業での様子(他の教師からの情報)、保護者からの相談
  - ・地域からの情報提供
- ②いじめを早期に発見するため、在籍する児童などに対する定期的な調査を次の通り実施する。
- ・児童対象いじめアンケート調査年3回(6月、11月、2月)
  - ・保護者対象教育活動アンケート調査年2回(7月、12月)
- ③個人面談や教育相談を行い、いじめの早期発見をする。
- ・家庭訪問時や個に応じた面談を随時行い、いじめにつながる実態を把握する。
- ④教育相談部会を開き情報交換を行い、いじめの早期発見をする。
- ・教育相談員等を交え(記録を活用)、広く情報を得、事実関係を正確に把握し、事実の相談内容を検討することにより教育相談機能を高める。

## (3) いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処)

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ防止対策委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- ②被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。

- ③謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- ④いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ⑤PTA等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ⑥インターネットを介して行われているいじめ等に対しては、県のネットパトロール等と連携し早期発見に努める。

#### <具体的な取組>

##### ①いじめの事実確認

- ・当事者双方の児童から聞き取り、事実の有無の確認を行い記録する。
- ・教職員全員が情報を共有し、事実を正確に把握する。
- ・指導の方針を決定し、教職員の共通理解を図る。

##### ②いじめを受けた児童とその保護者に対する支援

- ・いじめの事実、状況、指導経過、今後の指導方針や方向性などを関係の保護者へ連絡する。
- ・身体的、精神的被害について適格に把握し、迅速に初期対応をする。
- ・休み時間や登校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

##### ③いじめを行った児童に対する指導、及びその保護者に対する助言

- ・「いじめは絶対に許さない」と言う毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・カウンセラー、教育相談、児童相談所、医療機関、警察等、関係諸機関との連携をとる。
- ・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
- ・被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

##### ④所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、関係諸機関(教育委員会・警察署等)と連携して対処する。

##### ⑤懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめ未然防止に関する措置の検討・実施

- ・他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合には、いじめ調査委員会を開催し、教育委員会の指導の下、懲戒や出席停止などの措置を検討する。

##### ⑥ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）がやんでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間は、3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

③学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消にいたるまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

④いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び当該児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

### （1）重大事態の意味

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当の期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合
- ⑥児童・保護者から申し出があった場合

### （2）重大事態への対処（設置者の指導・支援の下で対応）

- ①重大事態が発生した旨を、久喜市教育委員会に速やかに報告する。
- ②報告事案が重大事態であると判断した場合は、久喜市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。
- ③いじめられた児童から聞き取りをする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- ④自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- ⑤当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、久喜市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。